

## 『朱子語類』外任篇 譯注 (四)

田 中 謙 二

陶某保甲草中所說。縣郭四門外置隅官四人。此最緊要。蓋所以防衛縣郭以制變。縣有官府・獄訟・倉庫之屬。須是四面有個防衛。始得。一個隅官。須各管得十來里。方可。諸鄉則只置彈壓之類。而不復置隅官。默寓箇大小相維之意於其間。又後面子弟一段。須是着意理會。這個子弟。眞箇要他用。非其他泛泛之比。須是別有個拔擢旌賞。以激勵之。乃可。此等事難處。須是理會教他整密。無些罅縫。方可。個

校注：刊本此條見卷一一（論民）。1 獄抄本誤作獄，從刊本。

わたくしが保甲草案でのべておいた、縣城の四方の城門外に四人の隅官を置くこと、これはなにより重要だ。縣城を防衛して非常事態を制壓するものだからだ。縣には官廳や刑獄關係の施設・倉庫の類があるから、ぜひ城郭の四面にまもりがなくてはいかん。一人の隅官がそれぞれ十里（七キロ）ばかりをあずかるようにしなくてはいかん。郷の

場合、彈壓の類を置くだけで隅官を置くことをしてないのは、暗に、大小相維<sup>あひた</sup>。つ意圖がそこにこめてあるのだ。それから、（草案の）あとの部分の若者についての一段は、かならずこころして處置することだね。この若者にはほんとはたらいってもらいたく、他のどんぐりどもとはわけが違ふ。ぜひとも別に拔擢表彰制を設けて、激勵するようにしなくちゃいかん。こういった事は處理しにくいもので、ぜひ處置を考えて緊密に整備し、少しの隙もないようにさせとかないといけない。沈潤

〔保甲草〕 おそらく上奏用の、保甲制に關する草案であらう。た

だし、現存の朱熹の文集には收録されていないようである。

〔隅官〕 南宋都市の警備官。がんらいは防火目的から、都市の各ブロックに詰所（防隅の官屋）を設置して、防火兵を配備し、かれらの統率者を隅官といった。隅官は同時に警察任務を兼ねる。曾我部靜雄『中國及び古代日本における鄉村形態の變遷』

(吉川弘文館刊) 參照。

〔須是……始得〕 すでにたびたび注したように、下文に三見する  
 「須(是)……方(乃)可」とも同じ表現、「……してはじめてよろしい」、「ぜひ……しなくてはいけない」の意。

〔十來里〕 「來」は未滿の數をしめす助字(現代語も同じ)。この  
 「里」を行政區劃としての里に解することは、たぶん無理だらう。

〔諸郷〕 郷は縣の下の行政區劃。

〔彈壓〕 盜賊取締りの自警團員。元代に至ると、おなじ名稱が目  
 明しに相當する官職名になる。

〔大小相維〕 『逸周書』卷八・職方解にみえる、「凡拜國。大小  
 相維。」晉・孔晃の注にいう、「維、持也。」

〔子弟〕 若手の義勇兵であらう。父兄が軍人になっているものの  
 子弟であらうか、よくわからぬ。朱熹の「庚子應詔封事」(『朱  
 文公文集』卷十一收)にもいう、「罷去諸州招軍之令、而募諸  
 軍子弟之驍勇者。」

〔着意〕 「着」は「用」を意味する俗語。「着力」「着心」など。

〔理會〕 處置する・あつかう。

〔眞箇要他用〕 「眞箇」はほんとに(眞的)。他は「子弟」をうけ  
 る。

〔泛泛〕 凡庸を形容することば、語類に頻用される俗語。

〔教他〕 「教」は使役の助字。

③④ 吳英茂實云。政治當明其號令。不必嚴刑以爲威也。① 先生

曰。號令既明。刑罰亦不可弛。苟惟不明刑罰。則所謂號令者。徒掛牆壁爾。與其不遵⑤以硬吾治。曷若懲其一以戒百。與其覆實檢察於其終。曷若嚴其始而使之無犯。做大事。豈可以小不忍爲心。道夫

校注：此條見刊本卷一〇八(論治道)。 1 也字無。 2 先生二字無。

3 惟字無。 4 明作用。 5 所謂號令者五字、只作號

令。 6 遵抄本誤作道、今從刊本。 7 覆當作覈。

吳英——あざなは茂實——がいった、「政治はその(施政方針を示す)號令を明確にしておくべきで、かならずしも刑罰をきびしくして威嚴づけをすることはないですね。」

先生、「號令が明確にされているうえに、刑罰もゆるめてはいけない。もしも刑罰をはっきりさせなければ、いわゆる號令もただ壁に掛けた飾り物にすぎん。法を守らずしてわが政治の道をふさぐより、一人を懲らしめて百人の戒めとするほうがいいし、ゴールのところで檢査取調べのめんどろをみるより、スタートのところで嚴重にやって犯罪をなくさせるようにしたほうがいい。大きい事をやる場合、小さな憐みを心がけるといいことではないもんかね。」楊道夫

〔吳英茂實〕 茂實はあざな、邵武軍のひとつ。紹興三十年(一一六

○の進士（『宋元學案』卷六十九）。抄本のみがこの一條を「知漳州」の項に収めてゐることに據り、朱熹の知漳州期の知友ないし門人であつたことがわかる。ただし、この人物は語類中の他の部分には現われない。

〔號令〕 指揮・命令をいう。確乎たる方針にもとづく施政綱領の宣言などをいうか。

〔既……亦……〕 ……であるうえに……でもある。

〔墻壁〕 「墻」もかべ（俗語。現代語も同じ）。

〔與其不遵以梗吾治云々〕 以下の四句は既成の文章であらう。詔敕か法典であらうが、出典未詳。「梗」はふさぐ。「駁實」は事實を確かめる。

⑦問。欲行經界本末。曰。本一官員姓唐上殿論及此。尋行下漳・泉二州相度。本州申以爲可行。而泉州顏尙書操兩可之說。致廟堂疑貳。却是因黃伯耆輪對再論。其劄子末極好。如云今日以天下之大。公卿百官之衆。商量一經界。三年而不成。使更有大於此者。將若之何。上如其請。即時付出三省。宰執奏請又止。且行於漳州。且事當論是非。若經界果可行。當行於三州。若不可行。則皆當止。漳與泉・汀接壤。今獨行於漳州。果何謂。某云。今農務已興。乃差官措置。豈是行經界之時。去冬好行。乃不行。廟堂何不略思。曰。今日諸公正是如此衮纏過。故做到公卿。如少有所思。則必

至觸礙。安得身如此之安。若放此心於天地間。公平處置。則何事不可爲。去年上朝廷文字。及後來抗祠請。皆有後時之慮。今日却非避事。可學

校注：1 行字抄本誤脫、以刊本補。 2 差抄本誤作差、從刊本。

3 抗下疑有誤脫。

問う、「經界法を實施しよう」とされた顛末は。」

（先生が）いわれた、「もともと唐という官人が天子の御前でこのことを問題にし、つづいて漳・泉二州に考慮するよう指令が下りたのだ。當州（漳州）では實施してよろしい旨の答申をしたが、泉州知事の顏尙書（顏師魯）どのがどちらでもよいという意見だったので、廟堂の疑惑をまねいた。ところが、黃伯耆（黃文）どのが輪番で天子のご下問に答えた際に、議論をむしかえた。その劄子の末尾がたいへんいい。——『今日、かくも廣大な天下を擁し、かくもおおぜいの大臣・文武官が集まりながら、たかが經界法一つを相談して、それが三年がかりで形を成さないのなら、これより大きな問題が起きた場合、いったいどうなさいます』といったところなんかね。天子はかれの要請どおりすることにされ、即刻、三省に指示して委任された。

(ところが) 政府首脳が上奏してまでも取り止めになり、漳州で實施するかたわら、事の是非を論ずべしということになった。もしも經界法がほんとに實施してよいものなら、三州とも實施するべきだし、もし實施していけないものなら、三州とも取り止めるべきだ。漳州は泉・汀二州と境界つぎなのに、いま漳州にだけ實施するというのは、いったいどういうつもりだろう。わたくしは申しあげた、『ただいまはもう農作が始まっていますのに、役人をさしむけて處置なさる。經界法を實施するべき時期でしょうか。昨年の冬なら實施に好つごうでした、それなのに實施されませず、廟堂ではどうして少しも考慮していただけなかったのでしょうか』とね。」

(また) いわれた、「この節じやどなたもこのとおりらりくらりとやってござる。だから大臣にまでなれるのさ。もしちょっとでも思慮分別があると、きつと障礙にぶつかり、ああいうぐあいに身が安泰というわけにはゆくまい。もしこの心を天地の間におしひろげて公正に處理するなら、なんだってやってよくない事などあるもんか。昨年、上奏文を奉ったり、その後敕命に抗して奉祠の官を要請し

たりしたのは、いずれも時期を失する心配があったからで、こんにちは不測の事を回避してる時ではない。」鄭可學

經界法實施に關する朱子の文章に、「條奏經界狀」(『朱文公文集』卷十九收) および「經界申請司狀」「再申請司狀」「回申請運司乞候冬季打量狀」(同卷二十一收) がある。

〔姓唐云〕 詳しい事實はわからない。『宋會要』食貨六(經界)も當時に關する部分は缺落している。

〔泉州〕 福建路に屬し、漳州の東に隣接する州、現在の泉州市を中心とする。

〔相度〕 考慮する(吏讀語)。

〔顏尙書〕 吏部尙書の顏師魯(一一二九—九三)。あざなは希聖、漳州龍溪縣のひと。紹興年間の進士で、禮部および吏部侍郎をへて吏部尙書に至り、晩年に知泉州を二期つとめる(『宋史』卷三八九)。

〔廟堂〕 天子を中心とする政府中樞、すなわち御前會議をいう。

〔黃伯著〕 伯著は黃文のあざな。興化軍莆田縣のひと。乾道年間の進士。光宗朝に名儒として嘉王府の贊讀(講書がかり)に推舉され、のち寧宗朝の刑部侍郎に至る(『宋元學案補遺』卷七十九)。

〔輪對〕 重臣が一定サイクルで天子に進言する制度。宋・趙升『朝野類要』(知不足齋叢書收) 卷一・輪對にいう、「自侍從以下、五日輪一員上殿、謂之輪、當面對、則必入時政或利便劄子、若臺諫、則謂之有本職公事、若三衙大帥、謂之執杖子奏事。」〔劄子〕 上奏文書、公式文書をいう。

〔付出〕 「付」は委付(委任する)、内なる廟堂の決定結果を外なる執行機關に委任するから「付出」というのであろう。

〔三省〕 一般には中書・門下・尚書の三省をいうが、南宋におけるこの語は、最高政務執行機關といった、総合的名稱とこころえてよい。

〔且……且……〕 口語の「一邊(面)……一邊(面)……」に相當する文言的表現。

〔某云云〕 朱熹の「回申轉運司乞候冬季打量狀」(『朱文公文集』卷二十一收)にもいう、「熹自去年累次申請、亦欲秋成之後、即便打量、東作之前、次第了畢、……目今雖然方是正月中旬、然閩南地煖、管下田土、纔及冬春之交、民間已是耕犁、若於此時施行、不惟有妨農務、而春雨雨水常多、原野泥濘、恐亦難得應期了畢……」。

〔袞纏過〕 のらりくらりといひ加減ですますこと。お茶をにごす意。「相袞過」という表現も同じ(現代語でも「混過去」といふ)。「語類」卷二九・本朝にいう、「隋之辭章、乃起於煬帝、進士科至不成科目、故遂袞纏至唐、及本朝、然後此理復明正。」(隋の文體は煬帝にはじまり、進士科でそれが科目にならなくなり、だからそのまま唐までだらだらとやって来て、わが宋朝になってはじめてこの理がふたたび明正になった。)

〔抗祠請〕 校注に記したように、このままではおそらく讀めまい。

〔祠請〕を名詞(奉祀官要請)にとるのもむりなようにおもわれる。いちばん納得される形は「抗旨請祠」であらう。

〔後時〕 時機を失する。もっともこの語は後刻の意にも用いる。

⑧ 經界料半年便都了。以半年之勞而革數百年之弊。⑨ 且未說到久。亦須四五十年。未便卒壞。茲者若行。則令四縣特作四樓。以貯簿籍。州特作一樓。以貯四縣之圖帳。不與他文書混。闔群皆曰不可者。只是一樣人田多稅少。便造說嚇嚇以爲必有害無利。一樣人是憚勞懶做事。却被那人說所誣。遂合辭以爲不可。其下者因翕然從之。或曰。亦是民間多無契。故恐耳。曰。十分做一分無契。此只一端耳。況某亦許無契者來自陳。或曰。只據民戶見在田。不必索契。如何。曰。如此則起無限爭訟。必索契。則無限爭訟遏矣。今之爲縣。真有愛民之心者十人。則十人以經界爲利。無意於民者十人。則十人以經界爲害。今之民只教貧者納稅。富者自在。收田置田。不要納稅。如此則人便道好。更無些事。不順他。便稱頌爲賢守。淳

校注：1 弊下抄本有後去二字、今從刊本刪。 2 茲者二字無3 人字無。 4 某抄本誤作其、今從刊本。

經界法は半年ですべてけりがつく見こみだった。半年の苦勞で數百年の弊害が改革される。まあ遠い先のことはともかく、きつと四、五十年の間はおいそれと急にはだめに

しにくいだろ。このたびもし實施する場合は、(管下の) 四つの縣に特別の樓屋を四つ(それぞれ一つ) つくらせて帳簿を貯藏し、州には特別の樓屋を一つくらせて四つの縣の圖面帳(土地臺帳)を貯藏し、他の書類とごっちゃにさせない。州全體でいけないというものは、こんな連中だけのだ——一つのタイプは田地をたくさん所有しながら租税が少ないもの、だからデマを飛ばしてかならず害あつて益なきものだといつておどす。一つのタイプは勞をいとうめんどろがり屋で、やつらのいうことにだまされ、そこで口を合わせていかんといい、その下についてるものが一齊に従うのだ。」

ある人がいった、「人民の間ではたいい證文がないので、おっかながるということもあるでしょう。」

(先生) 「十人に一人の割で證文がないけれど、これはほんの一端にすぎん。まして、わたしだって證文のないものには自分で申告に來ることを認めてるんだ。」

ある人がいった、「民戸の現在の田地だけを問題にして、かならずしも證文を出せといわぬことにすれば、どうでしょう。」

(先生) 「そんなことをすれば、數かぎりなく訴訟事件が起きる。あくまで證文を出せということにしておけば、この數かぎりない訴訟がなくなる。いまの縣知事で、ほんとに民を愛する心のもち主であるなら、十人が十人とも、經界法を有益なものとするだらうし、民に對して心ないものなら、十人が十人とも、經界法を有害なものとする。いまの縣知事は、貧乏人にだけ税を納めさせ、金持ちが氣樂にさせといて、田地を召しあげたり買い入れたりして、税を納めなくていいのだ。そうしておけば結構ですといつて、まるくおさまつてゐる。かれら(貧乏人)のいうことを聞かなければ、名知事と讀えられるのさ。」陳淳

〔都了〕了は動詞。

〔茲者〕このたび・今。ややおもしろいあらたまった表現である。

〔四縣〕漳州管下の四縣。すなわち、龍溪・漳浦・龍巖・長泰。

〔圖帳〕田地の測量圖をえがいた土地臺帳。

〔一樣人〕「一樣」は一種「一般」に同じ。なお、上の「只是」は朱熹の答えのおわりまでかかる。

〔造説〕デマをとばす。

〔啼嚇〕おどす。「唬(説)嚇」と同意の俗語であらう。

〔無限爭訟〕「無限」は無數の意(次條にもみえる)。「どこまで

やっても結着のつかぬ(迷宮入り)」「訴訟ということも考えられるが、それならふつう「没(無)頭腦」が使用される。

「自在」束縛されず自由なこと。

「收田置田」「收」は手に入れる意だが、借金が返済できぬものから、没收する場合をさすのでないか。「置」は不動産を買うこと(現代語もおなじ)。

「索」提出をもとめる。

「道好」「道」はいちう。

「不順他」「他」は貧乏人をさす、としか考えられない。

③因論經界曰。只著一私字。便生無限枝節。或問。程子與五十里采地之說。如何。曰。人之心無窮。只恐與五十里。

他又要一百里。與一百里。他又要二百里。淳

校注：1采抄本誤作來。2二抄本原作三、疑非。均從刊本。

經界法を議論されたついでにいわれた、「ちよいと、私」が加わるだけで、敷かぎりなくややこしいことが起きるものだ。」

ある人がたずねた、「程子の『方五十里の采領地を與える』という説はどうですか。」

(先生)「人の心は終點しらずだ。方五十里を與えりや、こんどは方百里を欲しがる、方百里を與えりや、こんどは

方二百里を欲しがるじゃないかな。」陳淳

「只著一私字」「著」はつける・加えるの意(俗語)。

「枝節」もめごと・紛糾。ものごとが一すじにゆかぬこと。

「程子說」「程子遺書」卷一〇(蘇昞の記錄)にみえるが、實はよくわからない。——二程問、官戸古田過制者如何、如文、曾有田極多、只消與五十里采地、儘多、(二程)兄弟いづれか、記錄者の記憶がたしかでなかったのであろうが問われた、「官戸の古田で規定を超えているのは、どういうことだろう。文面どおりなら、とてもたくさんさんの田地をもっていたんだ。方五十里の采領地を與えておきさえすれば、それで十分なんだ。」

④先生於州治射堂之後圃。畫爲井字九區。中區石甃爲高壇。中之後區爲茅庵。庵三牕。左牕櫺爲泰卦。右爲否卦。後爲復卦。前扇爲剝卦。庵前接爲小屋。前區爲小茅亭。左右三區。各列植桃李而間以梅。九區之外。圍繞植竹。是日遊其間。笑謂諸生曰。上有九疇・八卦之象。下有九丘・八陣之法。淳

校注：1茅作茆。

先生は(漳)州奉行所の、射擊道場のうら庭に、井の字型の九つの區劃をつくられた。中央の區劃は石疊みづくりの高壇にしてあり、中央奥の區劃には茅かやぶきの庵をつくり、

庵には三面の窓がある。左側の窓格子は泰の卦、右側は否の卦、後方は復の卦で、正面の扉は剝の卦である。庵の前方は小さな建物につづいている。(中央)前方の區劃には

小さな茅ぶきの亭がつくられ、左右の三つの區劃には、それぞれ桃と李の木を植えならべ、梅の木がまじえてある。

九つの區劃の外まわりには、竹を植えめぐらしてある。この日、そこに遊ばれた先生は、笑って學生たちにいわれた、「上に九疇八卦の象あり、下に九丘八陣の法あり。」陳淳

〔石簷〕 石だたみ・しき石。

〔前扇〕 「扇」は門扉。觀音びらきなら兩扇門、片とびらなら一扇門というふうに、量詞にも用いられる。

〔九疇〕 天下の政治を行なうに必要な九種の原理。五行・五事・八政・五紀など(『書經』洪範にみえる)。

〔九丘〕 中國全土を意味する九州。『釋名』釋典藝に「丘は區なり」という。

〔八陣〕 諸葛亮が案出した八つの戰陣體勢。語類・卷一三六(歷代)には八陣圖に關する討論がある。

(4) 先生除江東漕。辭免。文蔚問。萬一不容辭免。則當如何。曰。事便是如此。安排不得。此已辭了。而今事却在他。這裏如何預先安排得。文蔚

先生が江東路の長官(江南東路轉運副使)に任命され、辭退されてお役ご免になられた。

文蔚がたずねた、「萬が一、辭免が認められない場合は、どうなさるはずでしたか。」

(先生) 「よしんばそういう事態になったとしても、こちらで膳立てはできぬ。この件はもう辭退しちまってるのだ。いまや事はあちらまかせだ。こちらであらかじめ膳立てなどできるもんかね。」陳文蔚

〔江東漕〕 「江東」は江南東路、「漕使」は路の四長官の一、民事・財政をつかさどる轉運使、ただしこの場合は轉運副使。朱熹が江南東路轉運副使に任命されたのは、淳熙十六年(一一八九)の秋八月である。かれはただちに辭退の上奏文を提出、それが認められず、冬十月に急ぎ赴任せよとの沙汰があり、ふたたび辭退の手つづきをとったが、ついに十一月あらためて知潭州の任命をうけた(實は、この場合も辭退の上奏文を提出したが、結局認められなかったのである)。以上は年譜に據る。

〔文蔚〕 この條の記錄者、陳文蔚。あざなは才卿、信州上饒縣のひと。卷頭の「語錄姓氏」によれば一一八八年以後の記錄者、この年に余大雅(一一三八—一一八九)の紹介により崇安で入門、翌年九月ふたたび朱門を訪うたとき、たまたま余大雅の歸郷を見送り、それが最後の別れとなった。

〔便是〕 たとえ(假定法の俗語助字)。

〔安排〕 手配する。「動詞＋不得」は不可能の意を示す（既出）。  
 〔此〕 「この件」と譯したが、「當方」の意であるかもしれない。

④⑤ 詣學。學官以例講書。歸謂諸生曰。且須看他古人道理意思如何。今却只做得一篇文字讀了。望他古人道理意思處。都不曾見。道夫

校注：以下六條、俱係抄本卷一〇六（外任）所闕、以刊本補。

此條見抄本卷一二（論官）。1 詣誤作詣。2 望作至。

（先生が）州學に行かれた。學官がしきたりで經書の講義をした。（先生は）歸つて來て學生たちにいわれた、「とにかく必ずいにしえびとの道理・こころがどうであるかを見ることだ。今じゃただ一篇の文章として讀むだけになり、いにしえびとの道理・こころの存するところへは、まるで眼が注がれておらん。」楊道夫

〔意思〕 現代語もそうであるが、「意味」「きもち」「こころばえ」など、かなり廣汎な概念を包括する。ここはかなり重い用法か。

〔望〕 方向をしめす助字。抄本の「至」でも通ずるが、至が望に誤寫される方向は考えにくいので、いまは従わない。

④⑤ 先生熟聞知錄趙師處之爲人。試之政事。又得其實。遂首

舉之。其詞曰。履行深醇。持心明恕。聞者莫不心服。道夫

校注：此條見抄本卷一〇七（內任）、文同。

先生は知錄の趙師處の人物についてよく聞いておられ、試しに行政の實務をやらせ、さらにその實力をもたしかめられたので、トップに推舉された。その推薦のことばにいう、「履行深醇ニシテ、心ヲ持スルコト明恕タリ。」聞くものはみな心から納得した。楊道夫

〔知錄〕 知錄事參軍事、州の總務課次長（既出條）。

〔趙師處〕 未詳。

〔試之政事〕 行政能力をテストするため、その方面の實務をやらせる。つまり試補である。

〔舉之〕 いわゆる「保舉」である。試補の實績により、長官が保證して推舉するケースで、推舉されたものはかくて正式の高等官になる（宮崎市定「宋代の士風」―アジア史研究・第四收）。

〔明恕〕 『左傳』隱公三年にいう、「明恕而行、要之以禮。」

④⑥ 因論渾・泉行經界事。假未得人。勢亦着做。古人立事。

亦硬擔當着做。以死繼之而已。韓魏公作相。溫公在言路。

凡事頗不以魏公爲然。魏公甚被他激撓。後來溫公作魏公祠堂記。却說得魏公事分明。見得魏公不可及處。溫公方心服

他。記中所載魏公之言曰。凡爲人臣者。盡力以事君。死生

以之。顧事之是非何如耳。至於成敗天也。豈可豫憂其不成。遂輟不爲哉。公爲此言時。乃仁宗之末。英宗之初。蓋朝廷多故之時也。必大○人傑錄云。某在臨漳。欲行經界。只尋得善熟者數人任之。大抵立事。須要人才。若人才難得。不成便休。須着做去。又一條云。立事之人。須要硬擔當。死生以之。如韓魏公之立英廟。英廟卽位。繼感風疾。魏公當時只是鎮之以靜。及英廟疾亟。迎立顯王。或曰。若主上復安。將如之何。魏公曰。不過爲太上皇耳。溫公爲諫官。魏公甚苦之。及作魏公祠堂記。有數語形容魏公最好。是他見得魏公有不可及處。

ついでに漳・泉州が經界法を實施しようとしたことを問題にされた。――

よしんば適當な人物が見つからなくても、ゆきがかり上、着手することだ。いにしえびとがあたりしく事をはじめめる場合、やはり強引にひっかまえて着手し、あとは命を賭けるだけだった。韓魏公(韓琦)が宰相をつとめたころ、溫公(司馬光)が諫官の職にあり、なにかにつけてかなり韓魏公の意見に反對し、韓魏公はかれからずいぶん激しく反撥された。のちに溫公は「魏公祠堂記」を書き、それでは韓魏公のことをはっきり(正直に)語っている。韓魏公には

(かれも)かなわぬところがあるとかかり、溫公ははじめてかれに心服したんだ。その文章に引く韓魏公のことばに、「凡ソ人臣タルモノハ、力ヲ盡クシテ以ッテ君ニ事エ、死生コレヲ以ッテス。顧ダ事ノ是非何如アルノミ、成敗ニ至リテハ天ナリ。豈ニ豫メソノ成ラザランコトヲ憂イテ、遂ニ輟メテ爲サザルベケンヤ」とある。韓魏公がこのことばをのべたときは、仁宗の末年か英宗の初年で、實は朝廷が多事多端の時期だったのだ。吳必大

萬人傑の記錄にいう――(84條にはば同じ、ただ尋を圖に作る。譯文は省略する)。

別の一條にいう――物事をはじめめる人は、かならず強引にひきうけて、命を賭けてやることだ。たとえば、韓魏公が英宗を擁立したとき、英宗が卽位して、つづいてノイローゼになられた。韓魏公はそのころただそつとして發作をおさえるようにし、さて英宗の病氣が重態になると、潁川王(頤)を迎えて天子に立てた。ある人がいった、「もし主上が恢復なすたら、いったいどうなさいます。」韓魏公はいわれた、「太上皇になつていただくまで。」司馬溫公が諫官だったころ、韓魏公はかれにひどく手をやかれた。さて「魏公祠堂記」が書かれてみると、韓魏公を形容する數語には、最高にすばらしいのがある。つまり、韓魏公にはかなわぬところがあるとわかつたのだ。

〔着做〕着手する(84條に既出、ただし譯注者は誤つて上の「須」

とあわせて「須着」を一語とみた。ここにつつしんで訂正しておく。

〔硬〕 むりに。(現代語も同じ)。

〔擔當〕 ひきうける、「承當」もほぼ同じ意(擔當は邦語にも入っているが、がんらいは俗語)。

〔頗〕 かなり、相當程度という副詞。邦語で甚大の意に使うのは誤用である。

〔激撓〕 撓は反抗の意。

〔魏公祠堂記〕 正しくは「北京韓魏公祠堂記」(『溫國文正公文集』卷六十七收)。韓琦が河北安撫使となり、判大名府・兼北京留守として大名府に在任する五年間に善政を行ない、天災などで疲弊する人民を救済したので、その恩惠を忘れぬ人民が祠堂をつくって公の像を安置した、その経緯をのべたもの。韓琦のことばは、かれの果斷な處置を危惧した人の忠告に答えたものである。なお、現存文集の原文との間に異同はない。

〔仁宗之末云々〕 祠堂記にもいう、「公爲宰相十年、當仁宗之末、英宗之初、朝廷多故。」

〔英廟〕 すなわち英宗。

〔風疾〕 ノイローゼ・精神異常。

〔鎮之以靜〕 よくわからぬが、安靜の環境において病氣の發作を防いだことをさすか。

〔穎王〕 英宗の長子、趙頊(ぎょく)。すなわち、のちの神宗である。

(45) 先生庚戌四月至臨漳。淳<sup>①</sup>罷省試歸。至冬至。始克拜席下。明年先生以喪嫡子。巧祠甚堅。當路者。又以經界一奏。先生持之力。雖已報行。而終以不便己爲病。幸其有是請也。即爲允之。四月主管鴻慶宮。加祕閣修撰。二十九日遂行。淳送至同安縣東之沈井鋪而別。實五月二日也。先生在臨漳。首尾僅及一晷。以南陬敝陋之俗。驟承道德正大之化。始雖有欣然慕。而亦有譎然疑譁然毀者。越半年後。人心方肅然以定。僚屬厲志節。而不敢恣所欲。仕族奉繩檢而不敢干以私。胥徒易慮而不敢行姦。豪猾斂蹤而不敢冒法。平時習浮屠爲傳經禮塔朝岳之會者。在在皆爲之屏息。平時附鬼爲妖。迎遊於街衢。而掠抄於閭巷者。亦皆相視斂戢。不敢輕舉。良家子女從空門者。各閉精廬。或復人道之常。四境狗偷之民。亦望風奔遁。改復生業。至是及暮。正爾安習先生之化。而先生行矣。是豈不爲恨哉。淳

校注：此條與陳淳所撰郡齋錄後序之前半略同。今以後序校。

1 淳作某自二字。

2 歸下有「五月方抵家、而道途跋涉之苦、

得病、未能見也」十八字。

3 至下有「十一月十八日」六字。

4 下字下有「某居村食貧、又以訓童拘絆、不得日侍鍾鐺之側」十九字。

5 以上有忽字。

6 允原作充。今從後序。

7 月下

有「二十五日午後」六字。

8 撰下有「二十六日早拜誥、州印

付通判、卽遷行衙、越兩日、通判及諸禮曹留酌別」二十八字。  
 9 二誤作一。 10 遂作方。 11 淳作某。 12 也下有「區々所錄、姑以愚鈍不敏、私寓其書紳請事之意而已也、非敢爲他人道也、然」三十字。 13 及作見。 14 謬作愕。 15 掠抄二字互倒。  
 16 輕作輒。 17 行矣作又行。 18 恨上有可。

先生は庚戌<sup>あつゑ</sup>の年（紹熙元年、一一九〇）の四月、漳州に來られた。淳<sup>わたし</sup>は省試の受験を終えて歸郷したが、冬至の日（十一月十八日）になり、やっと門人としてお目どおりすることができた。そのあくる年、先生はご嫡子（塾）を亡くされたことから、奉祠官を願ひ出られて、決意はとても堅かった。中央政治の擔當者は、經界法が奏上されるや、先生がこれを支持してがん張られ、すでに實施の回答が出ていながら、結局かれら自身にふつごうなのを氣にしていたものだから、先生の要請があつたのをこれ幸い、さっそくそれをみとめ、四月、鴻慶宮を主管して、祕閣修撰の職を加えることにした。かくて先生は二十九日に出發され、淳<sup>わたし</sup>は同安縣東方の沈井鋪まで見送ってお別れした。實に五月二日のことである。先生の漳州在任は前後わずかに一年ちかい期間である。南方僻隅の地における卑陋の風俗が、にわかには道德正大の教化に浴したものだから、最初のうち、

欣然として思慕するものがありはしても、愕然として疑惑の眼でながめたり、口やかましく非難するものがあり、半年をすぎたころにやっと、人心が肅然と安定した。部下たちは志操をみがき、欲望をたくましくすることはできず、士人たちは法規を遵奉して、私情によつて公法をみだすわけにゆかず、胥吏どもは心をいれかえて不正を行なおうとはせぬし、ボス連中は行動をつつしんで法を犯そうとしなくなった。ひごろ佛教になじんで、經典を傳え（？）佛塔供養をしたり、本山参りの會をする連中は、到るところ教化のおかげで影をひそめ、ひごろ死者を呼びもどしてあやしげな行爲をやったり、街中を練り歩いたり、村里で金錢財物をかすめ取っていた連中も、みな顔見あわせて控えめになり、輕薄な行爲をようしなくなった。（さらに）良家の子女で佛門に入っていたものは、それぞれおこもり所をたたんで、人間の常道にたち返り、周邊のこそ泥をはたらく不逞の民も、情勢を察して逃げかくれ、もとの生業にもどつた。かくてそろそろ一年にもなろうとして、ちょうど先生の教化にとけこんだ矢先に、先生は離任されることになり、なんとも無念なことである。陳淳

〔四月〕 朱熹の着任は四月二十九日（年譜）。

〔淳〕 記録者の陳淳（既出）。

〔省試〕 三年ごとに施行される科擧の中央試験。陳淳はこの年（一一九〇）の冬から翌春にかけて行なわれた省試に受験するため、首都臨安に出ていた。

〔冬至〕 「郡齋錄後序」によつて十一月十八日とわかる。なお入門時のことは、語類・卷一一七（訓門人）にもつぎの如くみえる——淳冬至以書及自警詩爲贄見、翌日入郡齋（わたくしは冬至に書面と「自警詩」を入門のしるしとしてお目見えし、あくる日、郡齋に入った）。

〔喪嫡子〕 紹熙二年（一一九一）正月癸酉の日に朱熹の長男塾は婺州で死去した。時に三十九歳。

〔丐祠〕 閑職とされるいわゆる奉祠の官（道教寺院の管理職）に就任することを要請する。

〔一奏〕 「一」は以下の行爲がなされるなりたち、まちの意。

〔四月主管鴻慶宮〕 鴻慶宮は本來は南京應天府（宋州）に在る道觀。その管長を命ぜられたわけだが、奉祠官（あるいは祠祿の官）は肩書きのみで實際に赴任しなくてもよかった。なお、年譜に發令が三月とあるのは誤りであろう。その辭令が到着したのは四月二十六日である（後序による）。

〔同安縣〕 福建路泉州に屬する。朱熹が初めて任官したところ。

〔傳經禮塔〕 とともに未詳。

〔朝岳之會〕 譯文の本山参りはあてずっぽうであり、よくわからない。

〔附鬼〕 神おろし乃至死者を呼ぶ行爲を指すか。

〔迎游〕 神を迎えて練り歩くことか。

〔掠抄〕 掠奪行爲をやる。

〔精廬〕 お籠り所。

40 先生因說邑中隕星。恐有火災。縣官禱禱。云。豈可不修人事。合當拘家家蓄水警備。因舉漳州之政。○賀孫

先生は、縣下に隕石が降り、火災の發生を恐れて縣官がおはらいの祭りをしたことを話されたついでに、いわれた「神だのみより」人事を盡くすことをやらいでいいかね。

各戸に強制し、水を貯えて非常に備えるべきだよ。」そこで漳州における施政をあげられた。○葉賀孫

〔邑〕 邑は縣の雅稱。

〔合當〕 當然……すべきである（俗語）。

47 建寧。自鄭丙・程大昌至今。聖節不許僧子陸堂說法。他處。但人不敢擔當住罷。某在臨漳。且令隨例祝香。只不許人問話。頃曾孝鉞知青州。請一僧開堂。觀者甚衆。其僧忽云。此知州是你青州半面天子。孝鉞大皇恐。即時自劾。枷此僧送獄。必大

建寧府では、鄭丙・程大昌らしい現在まで、聖節（天子の誕生日）に僧侶が州の正廳に上がって説法することを許していない。他のところでは、だれも責任をもって取り止める勇氣がない。わたくしは漳州にいたころ、いちおう從來のしきたりどおりお祈りの行事をやったが、なにびとにも僧と問答することを許可しなかった。さきごろ、曾孝敏が青州の知事になり、ある僧を呼んで開堂の行事をやり、見物がおおぜい集まった。その僧がとつぜんいった、「この知事さまはそなたら青州の半面の天子さまじゃ。」孝敏は大いに恐懼して、即刻みずからを彈劾する上奏文を提出し、この僧に枷をはめて監獄にぶちこんだ。」吳必大

〔建寧〕 福建路に屬する府。朱熹が第二の故郷として住みつた崇安・建陽は、その管轄下の縣である。なお、この條は知漳州を離任して崇安に歸つてからのものと思われる。

〔鄭丙〕 あざなは少融、福州長樂縣のひと。紹興十五年（一一四五）の進士で、吏部尙書に至る。かつて朱熹が彈劾した台州知事の唐仲友の知己であり、唐を庇護する宰相王淮に迎合して、朱熹らの道學を偽學呼ばわりし、偽學攻撃の火ぶたを切ったことと知られる（『宋史』卷三九四、および『宋元學案』卷三十四）。ただし、かれが知建寧府に就任したことは本傳にみえない。

〔程大昌〕 あざなは泰之（一一三—九五）、徽州休寧縣のひと。紹興二十一年（一一五一）の進士。『演繁露』六卷の著者である。晩年に知泉州から知建寧府にうつり、光宗の即位（一一八九）後に知明州にうつっているから、かれの知建寧府期はこの問答の二三年前と推定される（『宋史』卷四三三）。

〔聖節〕 皇帝の誕生日。

〔僧子〕 僧侶。

〔但〕 凡の意。

〔祝香〕 香を焚いて祈念する。おそらく、朱熹も僧を州廳にまねきはしたのであろう。

〔問話〕 説法する僧に問いかけることをさすか。

〔曾孝敏〕 敏は序にも作る。あざなは逢原、泉州晉江縣のひと。潭・袁二州の知事をへて、龍圖閣直學士・知青州を命ぜられる。青州は京東路に屬する望郡（山東省）。かれはその後まもなく部將の王定によって殺害される（『宋史』卷四五三）。

〔開堂〕 聖節にささげる新譯佛典を、事前に州廳で披露する儀式。『春明退朝錄』卷上にいう、「毎歲誕節、必進新經。前兩月二府皆集以觀翻譯、謂之開堂。」

〔半面天子〕 「半面」は半分。半分天子さまのようなお人の意。

付言——本稿はあと一回で終結する。最終稿には既發表分に關する補訂を付録する豫定である。すでに譯注者自身も若干の誤謬に気づき、かつ補うべき資料も若干見つけているが、この機會に讀者諸賢からも指教をたまわれれば幸いである。